

「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

令和5年8月14日
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」について、令和5年6月26日から同年7月26日まで意見の募集を行ったところ、本件に関する御意見を2件、その他御意見を3件いただきました。頂いた御意見の概要及びそれに対する当室の考え方について、以下のとおり取りまとめました。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約しております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の内容	当室の考え方
<p>1 概要の(3)都道府県知事が事業者に対して命令を行う際の、「特に必要があると認めるとき」に係る勘案事項（施行令13条関係）について</p> <p>命令を行うことによる社会的・経済的影響の程度も考慮事項に加えるべきである。</p>	<p>今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制度趣旨である国民の生命・健康の保護と社会経済活動との両立が果たされるよう、命令が「特に必要があると認めるとき」に該当するかどうかの判断を都道府県知事が的確に行うことを可能とするために、その際の具体的な勘案事項を定めることとしたものです。</p>
<p>2 (1)第5条の6第1号の表現について</p> <p>「当該者が行う事業の属する業態における」が、直後の「感染症患者等の数」だけにかかるのか、「感染症患者等のうち同一の事実起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況」や「新型インフルエンザ等の発生の動向若しくは原因」にもかかるのかわかりづらい。</p> <p>また、「感染症患者等のうち同一の事実起因して」の「同一の事実」はどこまでが同一であることを意味するのかわかりづらい。</p> <p>表現を変えないのであれば施行通知で具体的に示すべき。</p>	<p>第5条の6第1号は、①当該者が行う事業の属する業態における感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実起因して感染者の数その他の感染症患者等の発生の状況、②新型インフルエンザ等の発生の動向又は原因を規定しています。</p> <p>第13条第1号も同様に、①当該施設と同種の施設における感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況、②新型インフルエンザ等の発生の動向又は原因を規定しています。</p> <p>また、「同一の事実起因して感染した者の数」とは、いわゆるクラスターの発生数を指しています。第5条の6第1号及び第13条第1号は、業態ごと又は同種の施設ごとのクラスター発生数</p>

<p>2 (2) 第 13 条第 1 号の表現について (1)と同様に、「当該施設と同種の施設における」がどこまでかかるのか、文の構造がわかりづらい。また、「感染症患者等のうち同一の事実に起因して」の「同一の事実」はどこまでが同一であることを意味するのかわかりづらい。表現を変えないのであれば施行通知で具体的に示すべき。</p>	<p>を勘案事項とするのに対し、第 5 条の 6 第 2 号及び第 13 条第 2 号は、個々の事業者又は施設におけるクラスター発生数を勘案事項とする点で違いがあります。 以上の解釈については、公布通知等で、説明してまいります。</p>
<p>2 (3) 第 5 条の 6 と第 13 条は「勘案事項」であるが、第 1 号から第 4 号までのすべてを充足しないと新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 6 第 3 項ないし第 45 条第 3 項の命令はできないのか、それとも、必ずしもすべて充足しなくとも場合によっては命令できる余地もあるのか。施行通知で明確にするべき。</p>	<p>第 5 条の 6 及び第 13 条の各号列記事項は、命令発出の要件である「特に必要があると認めるとき」に該当するかどうかを判断する際に勘案すべき事項であって、命令発出の要件ではありません。以上の解釈については、公布通知等で説明してまいります。</p>
<p>2 (4) 第 5 条の 6 と第 13 条は、令和 5 年 3 月 28 日の札幌地裁判決（令和 3（行ウ）35 時短営業命令処分取消請求事件）は反映させているのか。</p>	<p>第 5 条の 6 及び第 13 条の規定内容については、「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」（2022 年 6 月 15 日新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議）及び「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策（令和 4 年 9 月 2 日政府対策本部決定）の内容を踏まえて検討したものです。</p>